

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和5年7月27日（令和5年（行情）諮問第639号及び同第640号）

答申日：令和6年3月22日（令和5年度（行情）答申第787号及び同第788号）

事件名：「幹部学校研究メモ」に該当する文書のうち特定期間において作成されたものの一部開示決定に関する件  
「幹部学校研究瓦版」に該当する文書のうち特定期間において作成されたものの一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる本件請求文書1及び2（以下、併せて「本件請求文書」という。）の各開示請求に対し、別紙の2に掲げる文書1ないし文書4（以下、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした各決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく各開示請求に対し、令和5年2月6日付け防官文第2019号及び同年3月24日付け同第6162号並びに同年4月17日付け同第8867号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各一部開示決定（以下、順に「原処分1」ないし「原処分3」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 審査請求書1（原処分1及び原処分2について）（諮問第639号）

##### ア 原処分1関係

(ア) 文書の特定が不十分である。

a 国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、『当該行政機関が保有しているもの』」（「準備書面（1）」（平成24年11月22日）8頁）【別紙1（略）】である。

b 国が情報公開法の統一的な運用を確保するために作成した指針である「情報公開事務処理の手引」（平成30年10月 総務省

行政管理局情報公開・個人情報保護推進室)は、「スキャナで読み取ってできた電磁的記録を交付する方法と既に保有している電磁的記録をそのまま交付する方法とがあることから、開示請求の手續の中で開示請求者にその旨教示し、対象となる行政文書をあらかじめ請求者に特定させる必要がある」(20頁)と定めている。

c a及びbの理由から、開示決定においては特定された電磁的記録を開示請求者に予め特定させるためには、処分庁は開示決定時において開示請求者にそれを特定・明示する必要がある。

d 本件開示決定では具体的な電磁的記録形式が特定されず、また開示請求の手續の中で開示請求者にその旨教示されていないのは、国の指針に反するものであるから、改めてその特定及び教示が行われるべきである。

(イ) 変更履歴情報及びプロパティ情報等の特定を求める。

本件開示決定通知からは不明であるので、変更履歴情報(別紙2(略)で説明されているもの)及びプロパティ情報(別紙3(略)で説明されているもの)が特定されていなければ、改めてその特定を求めるものである。

(ウ) 特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求める。

平成22年度(行情)答申第538号で明らかになったように、電子ファイルを紙に出力する際に、当該ファイル形式では保存されている情報が印刷されない場合が起こり得る。

これと同様に当該ファイル形式を他のファイル形式に変換する場合にも、変換先のファイル形式に情報が移行しない場合が設定等により技術的に起こり得るのである。

本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。そのため、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるものである。

(エ) 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」(平成24年4月4日付け防官文第4639号)についても特定を求める。

平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反するので、本件対象文書に当該情報が存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を改めて求めるものである。

(オ) 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示す

べきである。

(カ) 紙媒体についても特定を求める。

「行政文書」に関する国の解釈に従い、紙媒体が特定されなかったものについては、その特定を求めるものである。

(キ) 全体の決定が見通せるような実質的な決定（いわばサンプル的な決定）をすることを求める。他に文書がないか確認を求める。

平成24年度（行情）答申第365号及び同第367号が指摘するように、請求に係る行政文書のごく一部について決定し、実質的な判断を先送りにすることは望ましくないので、サンプル的な決定を行うべきである。

(ク) 複写媒体としてDVD-Rの選択肢の明示を求める。

開示決定通知書に明示されていないので、法に従い、複写媒体としてDVD-Rが選択できるよう改めて決定を求める。

#### イ 原処分2関係

(ア) 上記ア（ア）と同じ

(イ) 上記ア（イ）と同じ

(ウ) 上記ア（ウ）と同じ

なお本件申立て時には開示実施を受けていないが、過去の例から処分庁の開示の実施が申立可能期間を過ぎた後に行われる場合があるので、事前に申し立てる次第である。

(エ) 上記ア（エ）と同じ

(オ) 上記ア（オ）と同じ

(カ) 不開示処分の対象部分の特定を求める。

「一部」という表現では、具体的な箇所を知ることができない。これでは総務省情報公開・個人情報保護審査会の審議において意見を申し立てるに当たって具体的な箇所の特定に支障が生じるものである。

またこのような表現では、交付された複写に本来不開示とされていない箇所に誤って被膜が施されても審査請求人は確認することができない。

更に「情報公開事務処理の手引」（平成30年10月 総務省行政管理局情報公開・個人情報保護推進室）が、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確になるように開示を実施する必要がある」（24頁）と定めており、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確」になっているかを確認する上でも不開示箇所の具体的な特定が求められる。

(キ) 上記ア（カ）と同じ

(ク) 他に文書がないか確認を求める。

審査請求人は確認する手段を持たないため、開示請求対象に漏れないか念のため確認を求める次第である。

(ケ) 上記ア(ク)と同じ

(2) 審査請求書2(原処分3について)(諮問第640号)

ア 上記ア(ア)と同じ

イ 上記ア(イ)と同じ

ウ 上記イ(ウ)と同じ

エ 上記ア(エ)と同じ

オ 上記ア(オ)と同じ

カ 上記イ(カ)と同じ

キ 上記ア(カ)と同じ

ク 上記イ(ク)と同じ

ケ 上記ア(ク)と同じ

第3 諮問庁の説明の要旨

1 原処分1及び原処分2について(諮問第639号)

(1) 経緯

原処分1及び原処分2に関する開示請求(以下「本件開示請求1」という。)は、本件請求文書1の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として文書1及び文書2を特定した。

本件開示請求1については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和5年2月6日付け防官文第2019号により、文書1について、法5条3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分(原処分1)を行った後、同年3月24日付け防官文第6162号により、文書2について、同号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分(原処分2)を行った。

諮問第639号の前提となる審査請求は、原処分1及び原処分2に対して提起されたものであり、それらの審査請求を併合し諮問する。

(2) 法5条該当性について

原処分1及び原処分2において不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表のとおりであり、文書1及び文書2のうち、法5条3号に該当する部分を不開示とした。

(3) 審査請求人の主張について

ア 審査請求人は、「文書の特定が不十分である」として、電磁的記録形式の特定及び教示を行うよう求めるが、法その他の関係法令において、そのようなことを義務付ける趣旨の規定はないことから、当該電磁的記録の記録形式を特定し教示することはしていない。

イ 審査請求人は、「変更履歴情報及びプロパティ情報等の特定を求める」とともに、「本件対象文書の内容と関わりのない情報」(平成

24年4月4日付け防官文第4639号)についても特定を求める」として、変更履歴情報及びプロパティ情報等についても特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、それらは、いずれも防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく、法2条2項の行政文書に該当しないため、本件開示請求に対して特定し、開示・不開示の判断を行う必要はない。

ウ 審査請求人は、「特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複製しているか確認を求める」としているが、文書1及び文書2と開示を実施した文書の内容を改めて確認したところ、欠落している情報はなく、開示の実施は適正に行われていることを確認した。

エ 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分1及び原処分2においては文書1及び文書2の法5条該当性を十分に検討した結果、上記(2)のとおり、文書1及び文書2の一部が同条3号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

オ 審査請求人は、「紙媒体についても特定を求める」としているが、文書1及び文書2は、電磁的記録で管理されている行政文書であり、紙媒体を保有していない。

カ 審査請求人は、「全体の決定が見通せるような実質的な決定(いわばサンプル的な決定)をすることを求める」としているが、本件開示請求1に係る行政文書は、法5条に規定する不開示情報を含む可能性があり、開示・不開示の判断の検討及び関係部局との調整に時間を要し、法所定の期間内に、開示請求に係る文書の全てについて開示・不開示の決定を行うこととした場合、他の業務の遂行に著しい支障が生じるおそれがあるため法11条を適用することとし、その上で、本件開示請求に係る行政文書のうち相当の部分として、原処分1を行ったものである。

キ 審査請求人は、「複写媒体としてDVD-Rの選択肢の明示を求める」としているが、当該主張は開示の実施の方法に係る不服であって、法19条1項に基づいて諮問すべき事項にあたらぬ。

ク 審査請求人は、「不開示処分の対象部分の特定を求める」として、不開示箇所の具体的な特定を求めるが、原処分2において不開示とした部分は開示決定通知書により具体的に特定されており、当該通知書の記載に不備はない。

ケ 審査請求人は、「他に文書がないか確認を求める」としているが、文書1及び文書2のほかに本件開示請求1に係る行政文書は保有していない。

コ 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分1及び原処分2を維持することが妥当である。

## 2 原処分3について（諮問第640号）

### （1）経緯

原処分3に関する開示請求（以下「本件開示請求2」という。）は、本件請求文書2の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として文書3及び文書4を特定し、令和5年4月17日付け防官文第8867号により、法5条3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分3）を行った。

諮問第640号の前提となる審査請求は、原処分3に対して提起されたものである。

### （2）法5条該当性について

原処分3において不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表のとおりであり、文書3及び文書4のうち、法5条3号に該当する部分を不開示とした。

### （3）審査請求人の主張について

ア 上記1（3）アと同じ

イ 上記1（3）イと同じ

ウ 上記1（3）ウと同じ

エ 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分3においては文書3及び文書4の法5条該当性を十分に検討した結果、上記（2）のとおり、文書3及び文書4の一部が同条3号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

オ 審査請求人は、「不開示処分の対象部分の特定を求める」として、不開示箇所の具体的な特定を求めるが、原処分3において不開示とした部分は開示決定通知書により具体的に特定されており、当該通知書の記載に不備はない。

カ 審査請求人は、「紙媒体についても特定を求める」としているが、文書3及び文書4は、電磁的記録で管理されている行政文書であり、紙媒体を保有していない。

キ 審査請求人は、「他に文書がないか確認を求める」としているが、文書3及び文書4のほかに本件開示請求2に係る行政文書は保有していない。

ク 上記1（3）キと同じ

ケ 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分3を維持することが妥当である。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- ① 令和5年7月27日 諮問の受理（令和5年（行情）諮問第639号及び同第640号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）
- ③ 同年9月1日 審議（同上）
- ④ 令和6年2月22日 本件対象文書の見分及び審議（同上）
- ⑤ 同年3月15日 令和5年（行情）諮問第639号及び同第640号の併合並びに審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件各開示請求について

本件各開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであるところ、処分庁は、本件請求文書に該当する文書として本件対象文書を特定し、その一部を法5条3号に該当するとして、不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、他の文書の特定及び不開示部分の開示等を求めているが、諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

### 2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定の妥当性について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり補足して説明する。

ア 本件対象文書は、航空自衛隊幹部学校において、研究を目的として作成された文書であり、特段、紙として管理する必要性がなく、また、行政文書は電子媒体による管理が基本とされていることから電磁的記録のみを保有している。

イ 本件審査請求を受け、本件対象文書を作成した航空自衛隊幹部学校において、机、書庫及びパソコン上の共有フォルダ内等の探索を行ったが、本件対象文書以外に本件請求文書に該当する文書の存在は確認できなかった。

(2) 以上を踏まえて検討すると、本件対象文書が航空自衛隊幹部学校において、電子媒体により管理されていたものであることから、これを特定したものであり、本件対象文書の紙媒体は保有していないとする諮問庁の上記(1)アの説明や本件対象文書以外に本件請求文書に該当する文書を保有していないとする上記第3の1(3)ケ及び同第3の2(3)キの諮問庁の説明に不自然、不合理な点は認められず、これを覆すに足りる事情もない。

また、諮問庁が説明する上記(1)イの探索の範囲等について、特段

の問題があるとは認められない。

したがって、防衛省において本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有しているとは認められない。

### 3 不開示部分の不開示情報該当性について

不開示部分の不開示情報該当性について、諮問庁は、上記第3の1(2)及び同第3の2(2)のとおり(別表のとおり)説明するので、当審査会において本件対象文書を見分したところにより、以下検討する。

#### (1) 別表番号1に掲げる不開示部分について

標記不開示部分には、防衛省・自衛隊の防衛力の整備、運用に資するための他国の情勢や実例の分析に係る情報が具体的に記載されているものと認められる。

これを検討するに、当該不開示部分は、これを公にすることにより、他国との信頼関係に悪影響を生じさせるおそれがある旨の諮問庁の説明(別表番号1の「不開示とした理由」部分)を否定することはできない。

したがって、当該不開示部分は、公にすることにより、国の安全が害されるおそれ等があると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

#### (2) 別表番号2に掲げる不開示部分について

標記不開示部分には、防衛省・自衛隊の防衛力の整備、運用に資するための他国の情勢や実例の分析を始め、その分析を踏まえた防衛構想又はこれに資するための諸研究に係る情報が具体的に記載されているものと認められる。

これを検討するに、当該不開示部分は、これを公にすることにより、我が国の防衛体制、防衛力の現状等が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせるおそれがある旨の諮問庁の説明(別表番号2の「不開示とした理由」部分)を否定することはできない。

したがって、当該不開示部分は、公にすることにより、国の安全が害されるおそれ等があると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

#### (3) 別表番号3に掲げる不開示部分について

標記不開示部分には、防衛省・自衛隊の防衛力の整備、運用に資するための自発的報告制度に関する分析に係る情報が具体的に記載されているものと認められる。

これを検討するに、当該不開示部分は、これを公にすることにより、防衛省・自衛隊の能力が推察されることとなり、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせるおそれがある旨の諮問庁の説明(別

表番号3の「不開示とした理由」部分)を否定することはできない。

したがって、当該不開示部分は、公にすることにより、国の安全が害されるおそれ等があると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(4) 別表番号4に掲げる不開示部分について

標記不開示部分には、他国の情勢や実例の分析に係る情報が具体的に記載されているものと認められる。

これを検討するに、当該不開示部分は、これを公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれ、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせるおそれがある旨の諮問庁の説明(別表番号4の「不開示とした理由」部分)を否定することはできない。

したがって、当該不開示部分は、公にすることにより、国の安全が害されるおそれ等があると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の各開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条3号に該当するとして不開示とした各決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は、同号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 合田悦三, 委員 木村琢磨, 委員 中村真由美

## 別紙

### 1 (本件請求文書)

#### (1) 本件請求文書 1

「幹部学校研究メモ」に該当するもののうち請求受付番号：2022.10.28-本本B1801で特定された後に作成されたものの全て。

#### (2) 本件請求文書 2

「幹部学校研究瓦版」に該当するもののうち請求受付番号：2023.1.10-本本B2363で特定された後に作成されたもの全て。

### 2 (本件対象文書)

文書1 研究メモ (4-12) 中国版認知戦の一手段としての「国際話語権」－解放軍的 Strategic Communication と Discourse Power 的言語学の動向－ (令和4年11月9日)

文書2 研究メモ (4-13) 「統合抑止」とは何か (令和4年12月7日)

文書3 研究瓦版 (4-30) DEPARTMENT OF THE AIR FORCE INSTRUCTION 91-225 AVIATION SAFETY PROGRAMS (仮訳：米空軍省指令 91-225 空軍飛行安全プログラム) (令和5年2月10日)

文書4 研究瓦版 (4-31) Combating Chinese Dual-Use Infrastructure : Bringing In the Private Sector (仮訳：中国の軍民デュアルユース・インフラへの対抗策：民間部門の取込み) (令和5年2月13日)

別表（不開示とした部分及びその理由）

番号	文書番号	不開示とした部分	不開示とした理由
1	文書 1	1 ページ， 1 3 ページ及び 1 4 ページのそれぞれ一部	防衛省・自衛隊の防衛力の整備，運用に資するための研究，情勢認識に関する情報であり，これを公にすることにより，他国との信頼関係に悪影響を及ぼすおそれがあることから，法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
2	文書 2	1 ページないし 6 ページ及び 8 ページないし 1 2 ページのそれぞれ一部	防衛省・自衛隊の防衛力の整備，運用に資するための研究，情勢認識に関する情報であり，これを公にすることにより，我が国の防衛体制，防衛力の現状等が推察され，防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとともに，他国との信頼関係に悪影響を及ぼすおそれがあることから，法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
3	文書 3	6 ページの一部	防衛省・自衛隊の防衛力の整備，運用に資するための研究，情勢認識に関する情報であり，これを公にすることにより，防衛省・自衛隊の能力が推察されることとなり，防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから，法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。

4	文書 4	6 ページの一部	他国に関する情報であり、これを公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれ、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
---	------	----------	--